

事務連絡
令和4年7月27日

各業所管官庁 御中

デジタル庁戦略・組織グループ広報戦略チーム
総務省自治行政局住民制度課

オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書の送付
に関する周知について（依頼）

平素よりマイナンバーカードの普及促進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和4年7月26日以降、9月上旬にかけて、まだマイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より、オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書（以下、「交付申請書」という。）が順次送付されます。交付申請書に記載している QR コードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるものとなっております。

また、最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込にはマイナンバーカードが必要で、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月末までとなっております。

各府省におかれましては、既に所管業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得について要請を行っていただいているところですが、交付申請書の送付スケジュール及びマイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が9月末であること等を踏まえ、可能な限り速やかに今般の交付申請書の送付及び交付申請書を活用したカードの申請について周知いただきますようお願いいたします。また、所管業界団体等に対しても、会員事業者に対する周知について要請いただきますようお願いいたします。

なお、5月31日付け依頼文「マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進並びに業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について」において、二次元バーコードを用いたオンライン申請に関する依頼内容を示しておりますが、本事務連絡で示したスケジュールが最新の情報となります。

また、本件に関する参考資料として、概要資料、マイナンバーカードリーフレット、マイナポイントリーフレットを添付いたしますので、所管業界団体等へ周知いただく際に、合わせて送付をお願いいたします。

<参考資料>

- ・参考資料1 QRコード付き交付申請書送付に関する概要資料
- ・参考資料2 マイナンバーカードリーフレット
- ・参考資料3 マイナポイントリーフレット

※ QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

デジタル庁戦略・組織グループ

広報戦略チーム

櫻田・堂籠・浅賀

電話 03-6872-6450（直通）

総務省自治行政局住民制度課

マイナンバー制度支援室

田川・瀧口・水谷

電話 03-5253-5366（直通）

令和 4 年 月 日

〈所管業界団体等〉
一般社団法人 ○○○
会長 ○○○ 殿

○○省庁
○○課長

オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書を利用した
マイナンバーカードの積極的な取得について（協力依頼）

貴団体におかれては、平素から○○○、厚く御礼を申し上げます。

政府では、令和 4 年度末にほぼ全ての国民がカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むこととしており、令和 4 年 7 月 26 日以降、9 月上旬にかけて、まだマイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より、オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書（以下、「交付申請書」という。）が順次送付されます。交付申請書に記載している QR コードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるものとなっております。

また、最大 2 万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込にはマイナンバーカードが必要で、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は 9 月末までとなっております。

貴団体におかれましては、既に会員事業者に対してマイナンバーカードの積極的な取得について要請を行っていただいているところですが、交付申請書の送付スケジュール及びマイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が 9 月末であること等を踏まえ、可能な限りお早めに今般の交付申請書の送付及び交付申請書を活用したカードの申請について会員事業者に対し周知いただきますようお願いいたします。

1) 本件に関する参考資料は以下のとおりです。

- ・参考資料 1 QRコード付き交付申請書送付に関する概要資料
- ・参考資料 2 マイナンバーカードリーフレット
- ・参考資料 3 マイナポイントリーフレット

2) マイナンバーカードの申請方法は、以下のホームページをご参照ください。

- ・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

3) 周知に係る通知のひな形を用意しましたので、御活用下さい。（ひな形 1 別添）

通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう、作成しておりますので、ご自由に御活用下さい。なお、貴業界や貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただいても結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。

※ QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

〈業所管団体等会員〉
会員各位

〈業所管団体等〉
一般社団法人 ○○○
会長 ○○○

オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書の送付
に関する周知について（協力依頼）

貴社におかれては、平素から○○○、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、これまでも、○月○日にマイナンバーカードの積極的な取得と利活用促進の呼びかけについてお願いしておりました。

今般、○○課長から別添のとおり、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるオンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書（以下、「交付申請書」という。）の送付及びその活用について情報提供がありました。

交付申請書は、令和 4 年 7 月 26 日以降、9 月上旬にかけて、まだマイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より、順次送付されます。交付申請書に記載している QR コードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるものとなっております。

また、最大 2 万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込にはマイナンバーカードが必要で、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は 9 月末までとなっております。

つきましては、貴社の従業員等に対し、交付申請書が送付されることの情報提供及び当該交付申請書を活用したカードの申請についての呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、従業員等への呼びかけの際には、下記の内容についてもご活用下さい。

- 1) 本件に関する参考資料は以下のとおりです。
 - ・参考資料 1 概要資料
 - ・参考資料 2 マイナンバーカードリーフレット
 - ・参考資料 3 マイナポイントリーフレット
- 2) マイナンバーカードの申請方法は、以下のホームページをご参照ください。
 - ・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

※ QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

独立行政法人 ○○○
理事長 ○○○ 殿

○○省庁
○○課長

オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書の送付
に関する周知について（協力依頼）

貴法人におかれては、平素から○○○、厚く御礼を申し上げます。

政府では、令和 4 年度末にほぼ全ての国民がカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むこととしており、令和 4 年 7 月 26 日以降、9 月上旬にかけて、まだマイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より、オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書（以下、「交付申請書」という。）が順次送付されます。交付申請書に記載している QR コードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるものとなっております。

また、最大 2 万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込にはマイナンバーカードが必要で、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は 9 月末までとなっております。

つきましては、貴法人の職員等に対し、交付申請書が送付されることの情報提供及び当該交付申請書を活用したカードの申請についての呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、職員等への呼びかけの際には、下記の内容についてもご活用下さい。

- 1) 本件に関する参考資料は以下のとおりです。
 - ・参考資料 1 概要資料
 - ・参考資料 2 マイナンバーカードリーフレット
 - ・参考資料 3 マイナポイントリーフレット
- 2) マイナンバーカードの申請方法は、以下のホームページをご参照ください。
 - ・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

※ QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ QRコード付き交付申請書が順次送付されます！

参考資料 1

- **令和4年7月26日以降、9月上旬にかけて、まだマイナンバーカードをお持ちでない方(※)を対象に、オンライン申請が可能なQRコード付き交付申請書が順次送付されます。**

※ マイナンバーカードをお持ちでない方のうち、原則として、令和4年度中に出生した乳児、在留期間の定めのある外国人住民など別途申請勧奨を行う方等を除く方が対象となります。また、令和3年度末までに後期高齢者医療広域連合より、交付申請書が送付された75歳以上の方には送付されません。

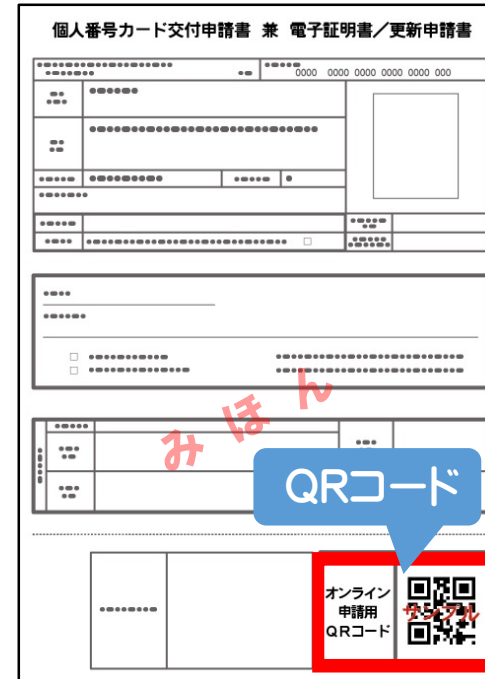
- **QRコード付き交付申請書は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)より送付されます。**

※ 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)は、国と地方公共団体が共同で管理する法人です。

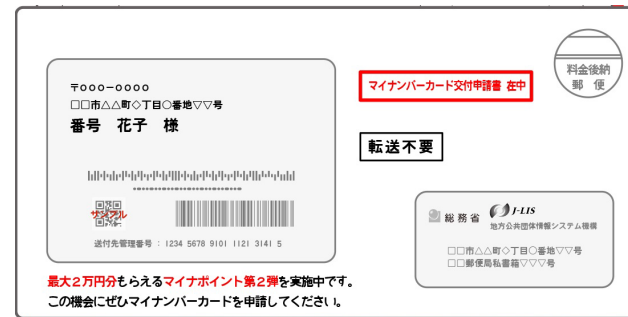
- **右下にあるQRコードをスマートフォンなどで読み取ることで、オンラインで簡単に申請ができます。**

※ 紙の交付申請書と返信用の封筒も同封されていますので、切手なしでの郵送申請も可能です。

- **交付手数料は無料です。**
マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限は、9月末までとなりますので、お早めにマイナンバーカードの申請をお願いします。



QRコード付き交付申請書



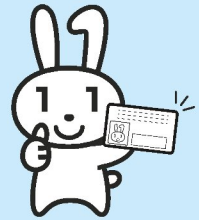
送付される封筒

総務省 J-LIS
地方公共団体情報システム機構

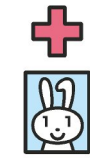
「地方公共団体情報システム機構(J-LIS)」から送付されます。総務省のロゴマークも入っています。

マイナンバーカード

これからの暮らしに、手放せない一枚！



本人確認書類として使える！



マイナンバーと本人確認書類が同時に必要な場面も、これ1枚でOK！他にもライブ会場の入場や会員登録など幅広く使えます！

コンビニで各種証明書が取得できる！※1 ※2

忙しくて市区町村の窓口に行けないときも、コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書を発行できます。



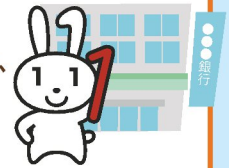
健康保険証としても使える！※3

本人が同意すれば、全国どこにいても、医療機関や薬局で過去の服薬履歴や特定健診情報などが確認できます。



給付金の受け取りがスマートに！

公金受取口座を登録することで、年金や児童手当など、今後申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。



オンラインで行政手続きができる！※1 ※4

確定申告(e-Tax)をはじめ、子育てなどに関する手続きもオンライン申請で便利に行えます。



新型コロナワクチン接種証明書がスマートフォンアプリで発行できる！

日本国内用と海外用の接種証明書をスマートフォンアプリで取得でき、アプリを起動すればいつでも表示できます。
※アプリに対応しているスマートフォンが必要です
※海外用の接種証明書の取得のためには有効なパスポートが必要です



便利な「マイナポータル」が使える！※1 ※4

ご自身の情報の確認やオンライン申請ができる自分専用サイト「マイナポータル」が使えるようになります。



民間のサービスにも拡大中！※4

各種オンライン決済サービスにおける口座登録、オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などのときに使えて、書類郵送などの手間がかかりません。



※1 市区町村によってサービスが異なります ※2 毎日6:30から23:00まで利用できます(市区町村により異なる場合があります) ※3 対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます ※4 マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォン又はICカードリーダーとパソコンが必要です

マイナポイント
第2弾
実施中!!

マイナンバーカードを使って申込みすると

最大 **20,000円分** のポイントがもらえる！

カード取得は、お早めに！



1

マイナンバーカードの新規取得等※で
5,000円分 のポイントがもらえる！

+

2

健康保険証としての利用申込みで
7,500円分 のポイントがもらえる！

+

3

公金受取口座の登録で
7,500円分 のポイントがもらえる！

2022年1月1日から実施中

6月30日からポイントの申込み受付・付与を実施中

※カードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます
詳細はマイナポイント事業のホームページにて順次お知らせします

詳しい申込み方法などはこちら→



マイナポイント第2弾対象のマイナンバーカードの申請期限は、**9月末**までとなりますので**お早めに！**

マイナンバーカードの安全性

対面でもオンラインでも使える公的な本人確認書類です。
マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。

おもて

顔写真付き！
対面での本人確認書類に！



なりすましはできません。

顔写真入りのため、
対面での悪用は困難です。

プライバシー性の高い
個人情報が入っていません。

ICチップ部分には、
税や年金などの個人情報は
記録されません。

うら

ICチップ付き！
オンラインでの本人確認に！



電子証明書を使うため、
オンラインでの利用には
マイナンバーは
使われません。

マイナンバーを
見られても悪用は困難です。

マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類などでの
本人確認があるため、悪用は困難です。

※マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード発行の日から18歳以上の場合は10回目の誕生日、18歳未満の場合は5回目の誕生日までです。(外国人住民の方(特別永住者、永住者及び高度専門職第2号を除く)のマイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日等までです。)

※電子証明書の有効期限は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日(またはマイナンバーカードの有効期限)までです。

マイナンバーカードのお問い合わせ

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



マイナンバー
カードの
最新情報



そろそろあなたもマイナンバーカード

検索

<https://mynumbercard.soumu.go.jp/>



お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

☎ 0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分 土日祝 9時30分～17時30分 (年末年始を除く)

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合 050-3818-1250

■This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese. 0120-0178-27



マイナンバーカードを受け取られた方は、マイナポイントの申込みが可能です!

マイナンバーカードで  **第2弾**
マイナポイント

好きな
キャッシュレス
決済サービスで
使える!

最大

20,000円分の
マイナポイントがもらえる!

健康保険証としての利用申込み+公金受取口座の登録によるマイナポイント申込がスタート!

ポイント①

身分証・
各種書類取得に便利

マイナンバーカードの
新規取得等で

5,000円分

※1, 2

ポイント②

医療ますます便利

健康保険証としての
利用申込みで

7,500円分

※3

ポイント③

給付金やこども手当での
申請カンタン!

公金受取口座の
登録で

7,500円分

※3

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って、
 マイナポイントの申込みを行う必要があります。

※1マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。※2マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。※3健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。



マイナポイントの利用は
安心・安全です!

- マイナポイントの申込みにはマイナンバーカードの「電子証明書」を使うので、なりすましなどの悪用は困難です。
- 国が買い物履歴を収集・保有することはできません。



最新の情報はマイナポイント事業
 ホームページをご覧ください!

マイナポイント



- ⚠️ マイナポイント事業をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意してください。
- ⚠️ マイナポイントの申込みのサポートは、マイナポイント事業ホームページ記載の「マイナポイント手続スポット」でお受けください。

教えて！
マイナちゃん



よくあるご質問について

申込

● **3つの施策**(マイナンバーカードの新規取得／健康保険証としての利用申込み／公金受取口座の登録)は、**別々の決済サービスに申し込んでもいいの？**

申し込みできる決済サービスは1つです。

ただし、2022年6月29日以前に「マイナンバーカードの新規取得」を申込済の方のみ、それ以外の施策分の決済サービスを変更することができます。



● **申込時に必要な決済サービスの情報はどんなものなの？**

ポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスを選択する際に、会員IDやカード番号などの情報が必要となります。**入力する情報は決済サービスごとに異なります。**

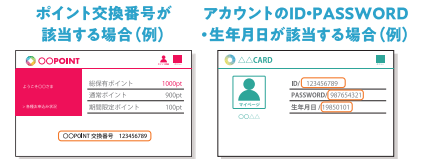
▼ プリペイドカード／クレジットカードの場合(例)



▼ アプリの場合(例)



▼ オンラインサービス上で確認する場合(例)



● **どの決済サービスで申込めるの？**

対象となる決済サービスは、**マイナポイント事業ホームページでご確認ください。**

なお、マイナポイントは、利用規約上、ご本人が、ご本人名義のキャッシュレス決済サービスで申込み必要があります。決済サービスはおひとつだけ選択していただきますが、申込み後に決済サービスを変更することはできません。

● **子どももマイナンバーカードを持っているけど、マイナポイントももらえるの？**

15歳未満の未成年者については、**法定代理人(父・母などの親権者等)がマイナポイントの申込手続を行うことができます。**

また、未成年者のマイナポイントについては、法定代理人名義のキャッシュレス決済サービスで申込みことができます。

※この場合、同じキャッシュレス決済サービスに複数人のマイナポイントを合算することはできないため、法定代理人名義の異なるキャッシュレス決済サービスを選択する必要があります。

申込状況が「付与確定」になれば、申込完了しています。

申込後

● **申込みが完了したかどうかは、どうやってわかるの？**

申込状況の完了確認は、**マイナポイントアプリまたはマイナポイント申込サイト**でできます。

スマートフォンの場合 } マイナポイントアプリを起動し、「**申込み状況を確認**」をタップ、マイナンバーカードとパスワード(数字4桁)を使ってログインし確認を行うことができます。



ポイント付与について

● **ポイントが付与されたかどうかは、どうやってわかるの？**

申し込んだ決済サービスのアプリやホームページの会員ページなどでご確認いただくことができます。

マイナポイントアプリやマイナポイント申込サイトでは確認できません。

